

紀要『国際社会研究』投稿規程

1. 紀要の名称

本紀要は、和文名『国際社会研究』、英文名『The Studies of International Society』と称し、年1回刊行する。

2. 投稿資格

投稿資格は、本学の専任教員及び専任教員の共同執筆者とする。「院生の部」については本学大学院人文社会科学研究所博士後期課程の学生とする。

3. 掲載原稿

3-1. 本紀要は、主として社会科学にかかわる諸研究の成果を掲載する。

3-2. 投稿論文は、未発表のものとする。

3-3. 投稿論文は、以下のものとする。

3-3-1. 論文（研究成果の発表）

3-3-2. 研究ノート（試論的報告、史料・資料の提供など）

3-3-3. 翻訳（著作権者の承諾を得たものに限る）

3-3-4. 書評論文（書評の形式をとった論考）

3-4. 原稿枚数は、図表等を含めて、日本語等による原稿については400字詰め原稿用紙換算で60枚程度を、欧文原稿については8,000語程度を上限の目安とする。原稿には500語以内の英文要旨を付けることとする。なお、編集委員会の判断により執筆者に原稿枚数の調整を依頼することがある。

3-5. 欧文原稿、特殊文字のある原稿、写真、図版の掲載については、投稿前に編集委員会と相談することとする。

4. 投稿手続き

4-1. 投稿に際しては、印刷された原稿2部（査読用として執筆者氏名を記載しないこと）を編集委員会へ提出し、採用通知がなされた後にメールに添付して提出することとする。なお、和文原稿には、欧文タイトルを添えることとする。

4-2. 投稿論文の締め切りは、10月上旬を目安に編集委員会が設定し、学内に通知する。

4-3. 原稿は、原則として2名の査読者による査読の上、編集委員会が執筆者にその結果を通知する。原稿の採否は、編集委員会がこれを決定する。編集委員会は、必要に応じて原稿の修正を求めることがある。

4-4. 著者による校正は、原則として初校のみとする。

5. 著作権の所在

採用原稿については、著作権のうち、複製権、翻訳・翻案権、公衆送信・伝達権を公立大学法人福岡女子大学に譲渡することとする。また、福岡女子大学は、複製権、公衆送信・伝達権の行使を学術情報センターへ委託することとする。ただし、執筆者本人による掲載原稿の複製、翻訳・翻案、公衆送信・伝達は、福岡女子大学の許可を必要としない。

6. その他

別刷りは50部とし、それ以上希望する場合は、あらかじめ編集委員に申し出ることとする。50部以上の別刷りの代金は、個人負担である。

附則

この規程は、2011年10月4日から施行する。

附則

この規程は、2020年9月2日から施行する。

編集委員会及び査読規程

編集委員会規程

1. 編集委員会の設置

紀要『国際社会研究』の編集のため、編集委員会を設ける。

2. 編集委員の構成

編集委員は、本学の講師以上の専任教員2名で構成する。

3. 編集委員の委嘱

編集委員は、学部・学科の調整を経て、学術情報センター長が委嘱する。

4. 編集責任者の選出

編集委員は、互選により1名を編集責任者として選出する。

5. 編集委員の任期

編集委員の任期は、1年とする。

6. 編集委員会の権能

編集委員会は以下の事務を行う。

6-1. 査読者の選任

6-2. 論文掲載の可否の決定と通知

6-3. その他、紀要の刊行に必要な諸事項

附則

この規程は、2011年10月4日から施行する。

査読規程

1. 査読者

編集委員会は、原稿1編につき2名の査読者による査読を依頼する。

2. 査読者の選任

査読者は、編集委員会により本学の講師以上の専任教員から選任される。

3. 査読方針

3-1. 査読者の氏名は公開されない。

3-2. 査読は、執筆者の氏名を伏せて行う。

3-3. 査読者は、編集委員会に対して定められた期限内に査読結果を報告しなければならない。

附則

この規程は、2011年10月4日から施行する。